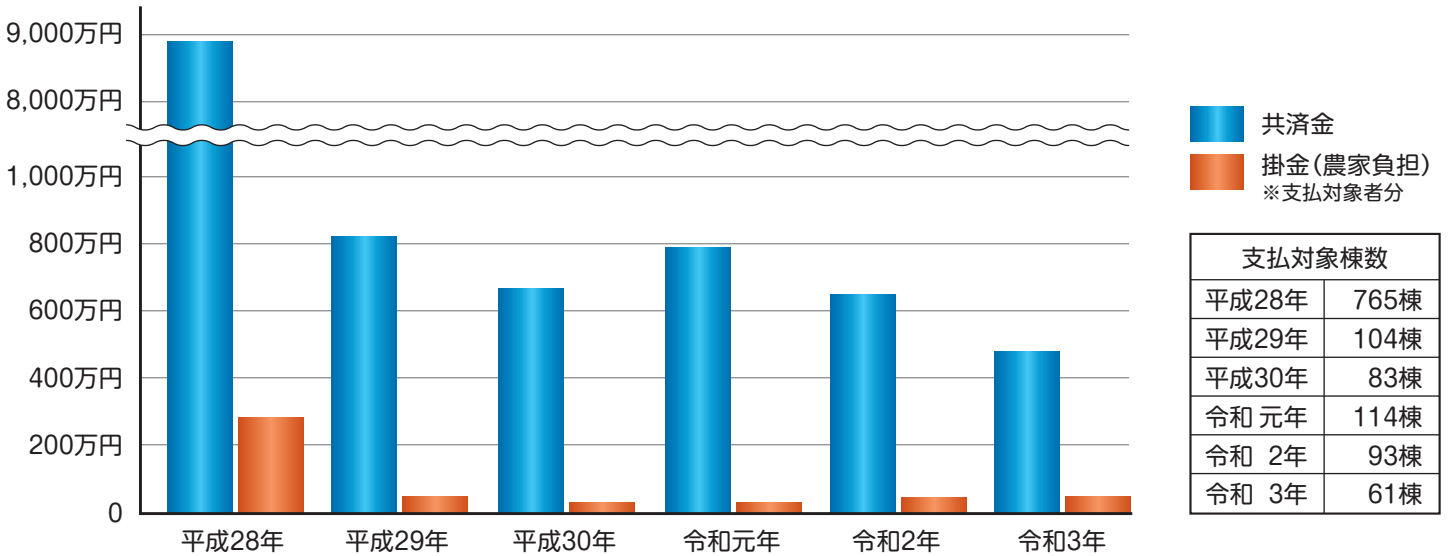




育苗中の農業用ハウス損壊に備え、 園芸施設共済への加入を検討しませんか！

園芸施設共済事故は、春の嵐が吹き荒れる水稻育苗時期の4・5月が意外と多いのです！
平成28年4月には、県内各地で育苗中の農業用ハウスが全損となる被害が多数発生し、共済掛金270万円(支払対象者分)に対して、約33倍の**8,840万円**が支払われています！

■ 過去4・5月事故の支払共済金



予期せぬ災害が起こり、農業用ハウスが損害を受けた場合、独自に再建のための資金を準備できますか？

4つの補償コース

一般的な育苗用ビニールハウス (プラスチックハウスⅡ型:40-1型:60坪)

※設置後2年経過 ※被覆材は毎年張替え ※被覆期間は4・5月の2ヶ月間

資産価値(新築時): 100万円

現在価値(時価額): 90万円

4・5月にビニールを被覆している育苗ハウスであれば共済掛金等も割安ですよ。



基本コース (損害が3万円を超えた場合に補償)

共済掛金等 約 5,600円

全損となった場合 共済金 72万円

割引コース (損害が10万円を超えた場合に補償)

共済掛金等 約 4,200円

全損となった場合 共済金 72万円

基本コース+復旧費用特約 (資産価値の8割補償)

共済掛金等 約 6,000円

全損となった場合 共済金 80万円

最大補償コース (資産価値の10割補償)

共済掛金等 約 8,200円

全損となった場合 共済金 100万円

※共済金対象となる災害は、風水害・ひょう害・雪害・地震等の自然災害に加え、火災、車両の衝突等です。

※ビニールを被覆していない月は、施設本体(パイプ部分)が安い掛金で補償されています。